

【資料 4】

INDIVIDUALS RECEIVING SUPPORTED LIVING SERVICE (SLS)
PURCHASE OF SERVICE COSTS STATEWIDE AND BY REGIONAL CENTER
FISCAL YEAR 2006-2007

Regional Center	Number of Individuals		Purchase of Service						
	SLS Svc. Codes	Other Svc. Codes	SLS Service Codes	Other Service Codes	Total SLS Cost	Maximum SLS	Mean SLS	Median SLS	Minimum SLS
Statewide	5,535	5,256	\$227,692,710	\$48,899,983	\$276,592,693	\$486,880	\$49,972	\$28,488	\$584
Alta	302	297	\$37,583,386	\$3,728,241	\$41,311,627	\$353,086	\$136,342	\$138,064	\$600
Central Valley	81	60	\$2,689,828	\$610,640	\$3,300,268	\$176,884	\$53,230	\$37,573	\$250
East Bay	256	243	\$17,829,922	\$3,319,811	\$21,149,733	\$488,880	\$62,816	\$75,622	\$1,606
East Los Angeles	132	127	\$6,470,188	\$1,518,480	\$7,988,667	\$209,882	\$60,528	\$48,260	\$3,786
Far Northern	123	122	\$6,540,430	\$1,640,708	\$8,181,137	\$231,032	\$66,513	\$67,238	\$17,347
Golden Gate	348	321	\$11,190,646	\$3,932,087	\$15,122,733	\$214,587	\$43,456	\$22,730	\$2,118
Harbor	434	405	\$3,122,147	\$1,805,767	\$4,927,914	\$68,156	\$11,355	\$8,202	\$141
Inland	682	620	\$7,634,233	\$1,870,884	\$9,505,117	\$98,317	\$13,837	\$11,654	\$962
Kern	386	383	\$13,166,393	\$3,043,983	\$16,210,386	\$352,880	\$41,779	\$21,062	\$851
Lanternman	52	48	\$3,641,634	\$1,019,805	\$4,661,439	\$295,315	\$89,643	\$49,807	\$5,251
North Bay	414	406	\$7,756,777	\$3,295,618	\$11,052,395	\$176,189	\$26,602	\$18,035	\$5,273
North Los Angeles	232	218	\$14,958,084	\$2,491,106	\$17,449,190	\$232,310	\$75,212	\$71,298	\$7,846
Orange	186	155	\$10,791,037	\$1,346,978	\$12,138,016	\$200,713	\$73,121	\$68,069	\$5,227
Redwood Coast	361	360	\$12,274,115	\$4,395,550	\$16,669,665	\$312,371	\$46,066	\$19,343	\$584
San Andreas	244	210	\$17,258,138	\$2,208,767	\$19,466,906	\$237,267	\$79,782	\$77,950	\$9,988
San Diego	132	121	\$7,649,745	\$1,105,408	\$8,755,154	\$135,123	\$66,327	\$68,514	\$18,661
San Gab/Pomona	95	87	\$2,589,071	\$846,845	\$3,435,916	\$402,155	\$34,062	\$18,027	\$1,666
South Central LA	71	66	\$1,547,731	\$544,247	\$2,091,978	\$120,773	\$29,484	\$27,977	\$1,088
Tri-Counties	453	426	\$25,209,035	\$4,918,370	\$30,127,405	\$433,383	\$66,506	\$48,516	\$6,327
Valley Mountain	437	437	\$8,853,252	\$3,061,561	\$11,914,813	\$250,288	\$26,807	\$11,601	\$1,325
Westside	180	167	\$9,137,118	\$2,473,116	\$11,610,234	\$198,695	\$54,501	\$55,362	\$6,018

NOTE: This table presents data for consumers receiving Supported Living Service (SLS) through the entire fiscal year 2006-2007 which were billed to service code 896. Only consumers for whom such costs were reported in the first and last months of fiscal year 2006-2007 were included in our analysis, under the presumption that these consumers received Supported Living Services for the full year. Since costs are reported in arrears, some data variance may occur due to when the data is collected. Data collection occurs within the first quarter of the calendar year, allowing costs reported 6 months after the end of the fiscal year to be represented. This table also includes consumers who received services in addition to SLS (i.e. transportation, day program, etc.) represented in the "Other Service Codes" column. The combination of SLS Service and Other Service codes represents a consumer's Supported Living Arrangement (SLA). Statewide numbers reflect SLA POS expenditures and consumer numbers regardless of consumer Supported Living Arrangement (SLA). Statewide numbers reflect SLA POS expenditures and consumer numbers regardless of consumer catchment area movement. Regional center numbers reflect only SLA POS expenditures and consumer numbers that are regional center specific and does not capture total SLA POS expenditures for consumers who received services in more than one catchment area. The sum total number of consumers reported by regional center may slightly exceed the total number of consumers reported on the statewide line due to this variance in data collection.

【資料 5】

The Essential Supported Living Arrangement Home: A Checklist of Similarities and Differences Among Service Types			
Criterion	Service Type		
	Supported Living	Independent Living	Residential Facility
Regulatory Requirements	Department of Developmental Services, Chapter 3, Subchapter 19.	Department of Developmental Services, Chapter 3, Subchapter 5.	Set by Department of Social Services (Licensing) and Department of Developmental Services, Chapter 3, Subchapter 4.
Service Definition	"Supported Living Service(s)(SLS)" means those services and supports...which are provided by a SLS vendor, paid for by the regional center, and support consumers' efforts to: (A) Live in their own homes, as defined in Title 17, Section 58601(a)(3); (B) Participate in community activities to the extent appropriate to each consumer's interests and capacity; and (C) Realize their individualized potential to live lives that are integrated, productive, and normal; --Title 17, §54302(a)(66) [Service Code: 896]	"Independent Living Program" means a community-based day program that provides to adult consumers the functional skills training necessary to secure a self-sustaining, independent living situation in the community and/or may provide the support necessary to maintain those skills. Independent living programs focus on functional skills training for adult consumers who generally have acquired basic self-help skills and who, because of their physical disabilities, do not possess basic self-help skills, but who employ and supervise aides to assist them in meeting their personal needs...." --Title 17, §54302(a)(31) [Service Code 520]	"Facility" means a licensed community care facility as defined in Health and Safety Code section 1502(a)(1), (4), (5) or (6); or a licensed residential care facility for the elderly as defined in Health and Safety Code section 1569.2(k), which has been vendorized as a residential facility by a regional center pursuant to the requirements of Title 17, California Code of Regulations, Division 2, Chapter 3, Subchapter 2." --Title 17, §56002(a)(15) [Service Code Owner Operated - 905] [Service Code Staff Operated - 915]:
Community Care Facility Licensing	Specifically exempted from Community Care Licensing pursuant to Health and Safety Code Section 1505(l).	No licensing required. Considered a community-based day program that does not use a facility for its activities or training.	Licensing and monitoring by Department of Social Services and subject to Community Care Licensing regulations.
Relationship between Services and Housing	No connection between delivery of services and control of housing. Consumer may change providers without having to move from residence.	Varies from integral relationship to no relationship, depending on whether consumer lives in provider-controlled housing or in family home or own home. Consumer may or may not have to change residence if desiring to change provider.	Integral relationship. Facility license is issued to owner/operator who is accountable for providing care and supervision. Consumer must move from facility to receive services of a different provider, unless ownership of facility changes.
Extent of Consumer Control over Residence	Same as exercised over a home by a homeowner or renter without disabilities.	Varies, according to provider relationship to housing, and whether housing is consumer's family home or own home.	The licensee must meet certain regulatory requirements that may include some restrictions on consumer's alteration and personalization of space, roommate choice, and control over entry to the facility.
Consumer vendorization for own service provision	Allowed if consumer meets vendorization requirements.	Prohibited.	Prohibited.

Program Advisory: WHY SLS HOMES NOT LICENCED wsl

【資料 6】

NORTH BAY REGIONAL CENTER

ELIGIBILITY STATEMENT

Name _____ Date of Birth _____

ELIGIBLE

☐ MENTAL RETARDATION

☐ Mild ☐ Moderate ☐ Severe ☐ Profound ☐ Unknown

The ETIOLOGY of this condition is: _____

☐ CEREBRAL PALSY

☐ Mild ☐ Moderate ☐ Severe

☐ Monoplegia ☐ Hemiplegia ☐ Quadriplegia ☐ Diplegia ☐ Paraplegia ☐ Spastic

☐ Dyskinetic ☐ Ataxic ☐ Mixed ☐ Hypotonic ☐ Athetoid ☐ Monoparesis

☐ Hemiparesis ☐ Quadriparesis ☐ Diparesis ☐ Paraparesis ☐ Unknown

The ETIOLOGY of this condition is: _____

☐ EPILEPSY

☐ Akinetic ☐ Autonomic ☐ Focal ☐ Major Motor ☐ Minor Motor

☐ Psychomotor ☐ Unknown ☐ Other: _____

The ETIOLOGY of this condition is: _____

☐ AUTISM: _____

☐ OTHER HANDICAPPING CONDITIONS closely related to mental retardation and requiring treatment similar to that required for mentally retarded individuals.

Specify: _____

This individual has, in the opinion of the Assessment Team, a substantial handicap of cognitive and/or social functioning in the following areas as defined by CAC Title 17, Section 54001:

☐ Communication Skills ☐ Learning ☐ Self Care ☐ Mobility ☐ Self Direction

☐ Capacity for Independent Living ☐ Economic Self-Sufficiency

Additional Significant Diagnoses:

1. _____ 3. _____
2. _____ 4. _____

Other Intellectual Functioning:

☐ Above Average ☐ Average ☐ Low Average ☐ Borderline ☐ A Learning Disability
characterized by language abilities in the _____ range, and visual-fine motor
problem-solving abilities in the _____ range

☐ Eligibility to be reviewed by: _____

This impairment requires interdisciplinary planning and coordination of special and generic services to assist the individual in achieving maximum potential.

Date Representative of the Assessment Team (SIGN ONLY IF ELIGIBLE)

NBRC is required to review Megan's Law website to determine if a client over 16 years of age is registered as a sex offender pursuant to Penal Code 290:

- _____
Client is under 16 years of age at date of determination.

Client is over 16 years of age and is required to register as a sex offender, per Megan's Law website.

Client is over 16 years of age and is not required to register as a sex offender, per Megan's Law website.

Person checking website _____ Date website checked _____

NOT ELIGIBLE

This person is ineligible for regional center services because the condition:

- ☐ Is not a developmental disability as defined in CAC, Title 17, Section 54000, et seq.
☐ Originated after 18 years of age.
☐ Is not likely to continue indefinitely.
☐ Does not constitute a substantial handicap as defined in CAC, Title 17, Section 54001.
☐ Other (Specify): _____

Date Representative of the Assessment Team (SIGN ONLY IF NOT ELIGIBLE)

Notice of Right to Appeal must be sent within 5 days of date "Representative of Assessment Team" signs indicating applicant is not eligible.

Sent: _____
Date Mailed By

【資料 7】

SAMPLE IPP INDIVIDUAL PROGRAM PLAN-PERSON CENTERED OBJECTIVES NORTH BAY REGIONAL CENTER

30- day Addendum Date:

Name: Sally S.	IPP Date: 2-6-06	Addendum Date:	UCI#: 5555555
DOB: 8-8-80	CPC: CPC's name	CPC Phone/Ext: 555-5555	

PERSONS WHO HELPED WITH THIS PLAN (Indicate if by phone or report): Sally S., John and Sally's Parents and CPC

ADDITIONAL MEMBERS OF CONSUMER'S CIRCLE OF SUPPORT :

AREAS OF STRENGTH: Sally is a capable and friendly woman.

LONG-RANGE GOALS: Sally would like to continue living independently and she would like to maintain a job in the community.

OBJECTIVE#: 1 TITLE: Health/Social/Recreational

How Things Are Now:

Sally is a twenty-five year old woman who has an unspecified level of mental retardation. Sally is in good health, sees her doctor regularly and has recently seen a dentist after not seeing one for a year. Sally has fourteen cavities that need to be filled and she will begin the process in the coming month. Sally is conscious of her weight, and is concerned about reducing her weight. Sally goes to a local gym two times per week where she attends exercise classes and works out on the equipment. Sally enjoys going to the gym so much that she will ensure that no appointments are scheduled on her gym days. Sally also walks a lot in the community. Sally takes one medication (for depression) and is not experiencing any side affects of the medication.

How Would You Like Them to Be:

Sally would like to remain healthy.

Kinds of Support Needed:

Medi-cal will continue to fund Sally's medical care.

How Will You Know if Your Plan Has Worked?:

Sally will be in good health.

OBJECTIVE#: 2 TITLE: Living

How Things Are Now:

Thirteen months ago Sally moved into her very own apartment! It has been an exciting year and Sally is doing great living on her own. Sally thoroughly enjoys living on her own. Sally talks with her parents daily and sees them throughout the week. Sally, like most people, gained weight and spent too much money after she moved into her own home. So now Sally is working on watching what she eats and her dad temporarily controls her checking account. Soon Sally will have full access to her checking account and will receive assistance with budgeting from her Independent Living Skill worker from Becoming Independent (BI). Sally sees her BI worker once a week for about two hours and she sees her behaviorist from On Our Own once a week. Sally now completes washing her laundry independently and sometimes receives support from BI or her dad to complete grocery shopping, though she is able to grocery shop without them. Sally is able to cook a variety of foods and receives some assistance with cooking from her BI worker. Sally needs prompts to complete some hygiene tasks. In the past Sally had a one-time situation where she hit someone, but she is not assaultive and neither does she engage in vandalism.

How Would You Like Them to Be:

Sally would like to continue living in her own apartment.

Kinds of Support Needed:

NBRC will continue to fund Becoming Independent for ILS services at the level III rate, effective until 8-30-07.

How Will You Know if Your Plan Has Worked?:

Sally will live in her own apartment and make progress toward her goals.

NB-122b (Revised 11/7/05)

File under IPP section of Client's chart

OBJECTIVE#: 3 TITLE: Vocational

How Things Are Now:

Sally has worked at Lixit, a pet hydration supply company in Napa, for four years. Sally reports that she has been a model employee receiving regular recognition and even made employee of the month one time. At Lixit Sally assembles and packages items that are shipped to pet stores around the country. Sally is proud of her accomplishments and is ready to move on to greater responsibility. Sally is approved for Individual Supported Employment and is working with Napa Personal Systems (NPS) for another job. Sally would like to work at Albertson's Grocery Store as a courtesy clerk, but Albertson's has not called her back. Sally has a hard time considering other jobs as her sights are set on Albertson's; however, she has not ruled out other jobs.

How Would You Like Them to Be:

Sally would like to work in Individual Supported Employment.

Kinds of Support Needed:

NBRC will continue to fund Community Access Plus for Sally's job support at Lixit.
The Department of Rehabilitation will fund job development and Individual Supported Employment for Sally.

How Will You Know if Your Plan Has Worked?

Sally will have a job in Individual Supported Employment.

☐ WRITTEN IPP APPROVAL ATTACHED

☐ PHONE APPROVAL OBTAINED FOR ADDENDUM FROM: _____ DATE: _____
(Client or Legal Rep.)
BY: _____

IPP PREPARED BY: CPC _____ NEXT PROGRESS REVIEW TO BE DONE BY: _____
Date

SUPERVISOR'S _____ DATE: _____
SIGNATURE: _____
SEND COPY TO:
(X) CLIENT (X) PARENTS/CONSERVATOR/GUARDIAN () PROGRAM(Specify): _____
() RSP () OTHER(Specify): _____

【資料 8】

To be Eligible



YOU

1. Receive services from the Regional Center.
2. Are 3 years or older.
3. Agree to receive services in the community, not in settings like licensed care homes and day programs.
4. Agree to and follow SDS participant responsibilities.

Types of Services



- Supports Broker
- Financial Management Services
- Community Living Supports
- Transportation
- Employment Supports
- Environment/Medical Support
- Health and Clinical Services
- Training and Education

For more information

- Go to www.dds.ca.gov
- Contact your Regional Center

SELF-DIRECTED SERVICES



YOU ARE IN CHARGE

California Department of Developmental Services

Self-Directed Services

Self-Directed Services (SDS) is a voluntary program at your regional center where you select, hire and manage your service providers.

YOU choose services and supports for your IPP.

YOU have an Individual Budget to purchase your own services and supports.

YOU choose and manage your community service providers.

YOU have the help you need to carry out your plan.

How it Works



Important Words

Individual Budget
Based on a fixed amount of money to pay for services and supports in your plan.

Supports Broker
A person you hire to help you write your plan, find, and direct services and supports in your plan.

Financial Management Services
A service you hire to help manage your Individual Budget and employer duties.

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

「障害者の自立支援と『合理的配慮』に関する研究
ー諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性ー」

機会平等・合理的配慮・アファーマティヴアクション

ー障害関連施策の規範的正当化の可能性をめぐるー

研究分担者 星加良司（東京大学先端科学技術研究センター 特任助教）

研究要旨

障害問題を社会的に生成・構築されたものとして捉える「障害の社会モデル」は、少なくとも研究上の基礎的な認識枠組みとしては広く受け入れられるようになってきた。しかし、実は認識論上のパラダイムとしての社会モデルと、現実の政治的・社会的課題への処方箋とのギャップは大きい。このギャップを埋めるための1つのアプローチとして、政策をめぐる規範的な議論の中に社会モデルの観点と知見を組み込んでいくことが求められている。本研究の目的は、社会モデルのパースペクティブに基づいて、障害者の社会参加を促進する政策手段としての「合理的配慮」と「アファーマティヴアクション」について、機会平等の観点からその正当化可能性を探究することである。

まず、機会平等概念の意味内容を分節化した上で、どのような種類の機会平等構想に依拠することによって、どのような種類の施策が正当化可能なかを探究し、その対応関係を示すことを試みる。検討の結果、条件平準化原理に基づく機会平等理念に依拠することによって合理的配慮の規範的正当化が得られ、またその中でも厳格な責任・平等主義に立脚した機会平等理念を採用することによって、ハードなアファーマティヴアクション施策の正当化の可能性が開かれることを確認する。

A. 研究目的

本研究の目的は、障害の社会モデルの観点から、「合理的配慮」と「アファーマティヴアクション」の正当化可能性を探究することである。中でも機会平等理念との関係で、これらの政策的アプローチが規範的正当性の観点からいかに位置付けられるのかを分析する。また、その議論を踏まえて、就労や教育における選抜を焦点としてこうした施策が展開される場合の課題に関して幾つかの知見を示す。

B. 研究方法

文献調査に基づく理論研究を行った。なお、障害問題を専門とする国際人権法、労働法の研究者との議論の場を通じて論点を精査したほか、部分的にジェンダー研究の専門家との共同研究を実施した。

（倫理面への配慮）

本研究は人を対象とする調査等を含むものではないが、研究の実施に当

たっては「日本社会学会倫理綱領」等の関連規定を遵守し、研究倫理上遺漏のないよう努めている。

C. 研究成果と考察

合理的配慮およびアファーマティブアクションという政策手段は、いずれも条件平準化原理 (level-the-playing-field principle) に基づく機会平等理念に依拠することによって正当化しうる。ただし、合理的配慮の正当化に用いられる機会平等理念においては、評価対象とされる潜在力が限定的に把握されており、その点に限界があることが示された。

他方、アファーマティブアクション (とりわけそのハードな手法) の正当化に当たっては、厳格な責任・平等主義に基づいて、能力の形成期において発展が阻害された潜在力を含めて評価対象とするような機会平等理念を必要とすることが明らかになった。

D. 結論

機会平等についての様々な構想の中で、特定の概念を前提にすることによって、合理的配慮やハードなアファーマティブアクション施策 (割当雇用制度等) が正当化可能であることが示された。ただし、その上で具体的な政策に関しては、対象となる集団の選択の妥当性、施策の目標設定の適切性を精査し、それに適切的な制度設計を行うことが、この意味での規範的正当化の必要条件となる。

E. 研究の政策的含意

障害問題に対する政策的アプローチの規範的な正当化可能性を探索することの意義は、そうした議論が政策

の成否を分ける 1 つの要因となる、という点に求められる。仮に、実施される施策が人々に共有された社会規範との結びつきを持たないとすると、施策の対象となる人々が、社会規範からの逸脱によって「不当に」恩恵を受けているものとして捉えられることになり、他者による障害者へのステレオタイプや敵意を助長したり、障害者自身による自己卑下や罪悪感を引き起こす等の負の政策効果を生むことになりかねない。この点を踏まえると、単に特定の施策が実施されること、制度が運用されることのみならず、それらがより広く共有された、またより強力な社会規範によって根拠付けられることによって、初めて十分な政策効果が期待できるといえる。このことを踏まえると、本研究において示された機会平等理念に基づく諸施策の規範的正当化には重要な意味がある。

F. 研究発表

- ・飯野由里子・星加良司、2008、「合理的配慮とポジティブ・アクション—差別禁止アプローチの有効性と限界」第5回障害学会大会ポスター報告

G. 知的所有権の取得状況

なし

機会平等・合理的配慮・ アフーマティヴアクション

—障害関連施策の規範的正当化の可能性をめぐる—

星加 良司

1. はじめに

1. 1. 研究の背景と目的

「障害の社会モデル (social model of disability)」は、障害問題を社会的文脈の中に位置づけて論じようとする研究・実践領域において、基礎的な認識枠組みとして広く受け入れられるようになってきた。それは、従来主に個人の有する心身機能との関連で把握されてきた障害者の社会生活上の困難 (ディスアビリティ) を、社会的に生成・構築されたものとして位置付けなおす認識論上のパラダイムであり (星加 2007)、「障害者を無力化しているのは社会であって、身体ではない」という障害者運動のスローガンはそれを端的に示すものである。また、そのように問題の原因を外在化する認識に基づいて、障害者運動は物理的・社会的環境や諸制度の改変を要求する正当性を獲得し、問題の政治化にある程度成功してきたといえる (Oliver 1996)。

ただし、だからといって、こうした認識の広がりによって直ちに障害に関わる様々な問題が「解決」の方向に向かうかといえ、それは保証の限りではない。そこには様々な「現実的」な障壁が存在しているわけだが、それと同時に理論的な課題もある。それは、認識論上のパラダイムとしての障害の社会モデルと、現実の政治的・社会的課題への処方箋とのギャップの問題だ。すなわち、問題が「社会的」であることが認められたとしても、その解消責任を「社会」に帰属させられるか否か、さらにはいかなる種類の「社会変革」を求めることが可能か、といった問いに回答が与えられたわけではないということである。このギャップを埋めるための1つのアプローチとして、政策をめぐる規範的な議論の中に社会モデルの観点と知見を組み込んでいくことが求められる。

本稿の目的は、社会モデルのパースペクティブに基づいて、障害者の社会参加を促進する政策手段としての「合理的配慮」と「アフーマティヴアクション」について、その正当化可能性を探求することである。中でも、社会規範として一定のコンセンサスが得られているものと考えられる「機会平等」という理念との関係で、これらの政策的アプローチが規範的正当性の観点からいかに位置付けられるのかを分析する。また、その議論を踏まえて、就労や教育における選抜を焦点としてこうした施策が展開される場合の課題について、幾つかの知見を示す。

1. 2. 主題が有する意義

議論に入る前に、障害問題に対する政策的アプローチの規範的な正当化可能性を探

求することの意義を確認しておこう。

一般に、特定の施策の推進に当たって、それが広く共有された社会規範に適合的であるか否かは、重要な意味を持っている。第一に、民主的な体制における政策の実施には、多数派の同意を調達することがある程度必要となるから、そのために多くの人々が共有している社会規範に訴えることは有効な手段となりうる。第二に、仮に社会規範との結びつきが希薄だとすると、施策の対象となる人々が、社会規範からの逸脱によって「不当に」恩恵を受けているものとして捉えられ、スティグマ化されることによって、むしろ負の政策効果が生じる恐れがある。ここでいう負の効果には、他者による障害者へのステレオタイプや敵意を助長すること、障害者自身による自己卑下や罪悪感を引き起こすことなどが含まれる。

この第二のポイントを踏まえると、単に特定の施策が実施されること、制度が運用されることをもって、障害者施策の到達点を評価するのは早計であることが分かる。それらの施策がより広く共有された、またより強力な社会規範によって根拠付けられることによって、初めて十分な政策効果が期待できることになるのである。だとすれば、規範的正当性をめぐる議論は、政策の成否を分ける1つの要因だということになる。

以上を踏まえて本稿では、広く共有された政策の正当化根拠の有力な候補として、「機会平等」の理念に着目し、その観点から障害関連施策の正当化可能性を探求することになる。

2. 機会平等と合理的配慮

2. 1. 2つの機会平等概念

障害者の社会参加を進めるに当たっての正当化根拠として、機会平等の実現という理念はある程度コンセンサスを得ているといっていだろう。しかし、機会平等理念の意味内容には様々なヴァリエーションがあり、それによって具体的施策に関する規範の評価は異なってくる。そのため、機会平等理念による正当化可能性について論じる前に、まずは機会平等概念を分節化しておく必要がある。

非常に大雑把に言えば、機会平等とは、個人の意欲や能力に応じて等しい取り扱いがなされることを要請するものだといえるが、その中でも以下の2つの解釈を区別することができる¹⁾。

I：地位に対する競争においては、求められるパフォーマンスに関連する特質を有する人々が同等に扱われるよう、その特質のみを評価対象にしなければならない

II：地位に対する競争においては、関連する潜在力を有する人々が結果として同等に扱われるよう、諸個人の間で競争条件を平準化しなければならない

ここでは便宜上、Iを「メリット原理(merit principle)」、IIを「条件平準化原理(level-the-playing-field principle)」と呼ぶことにする。ここで注目したいのは、メリ

ット原理では「パフォーマンス(performance)」に、条件平準化原理では「潜在力(potentiality)」に焦点が当てられていることである。別の言い方をすれば、前者では顕在化している能力のみが評価対象にされるのに対し、後者では何らかの理由で潜在化している能力を含めて、その個人が特定の条件下では発揮しえたはずの能力の全体が評価対象にされるということである。

では、この機会平等の2つのヴァージョンと、障害者の社会参加の促進を企図する諸アプローチとの関係は、どのように整理できるだろうか。まずメリット原理に基づく機会平等理念は、障害を理由とする「異なる取り扱い(disparate treatment)」に基づく不利益待遇を許容しない。たとえば、入学試験や入社試験で、合格基準を満たす成績をおさめているにもかかわらず、志願者が障害を持っているという事実のみをもって直ちに入学や入社を拒否するような直接差別は、この意味での機会平等に抵触することになる。したがって、メリット原理に基づく機会平等理念は、直接差別の禁止のために採られる法的・社会的施策を支持する。歴史的には、こうした意味での機会平等理念が果たした役割は大きいといえる。

しかし、外形的に中立的な基準が障害者に対して「異なる効果(disparate impact)」を有することによって生じる不利益待遇は、こうした施策によっては解消されない。一見「中立的」であるように見える環境や慣行が障害者にとっては適応しづらいものであるために、その中で能力発揮を求められることになる障害者は十分に潜在力を発揮することができず、結果として大きな不利益を被るという間接差別状況が生まれることがあるのだ。ただし、この場合、実際に所与の環境においては障害者は能力を顕在化させることができておらず、そこで求められるパフォーマンスに関して劣っていると見なされるのだから、純粋なメリット原理はこうした事態に対して無力なのである。

ところが、この「中立的」な所与の環境が実は健常者の利用を前提として作られたものであり、その意味で偏った、公正でない条件を課すことになっているという理解が、障害の社会モデルの提起によって主張され、またその具体的な様相が様々な研究によって明らかにされてきた²⁾。現に生じている不利益待遇が、中立的でない環境のセッティングによって生じているとするなら、それを是正・補正する責任は社会の側に帰属されるべきだというわけだ。このように、所与の環境の中立性というフィクションが崩れると、実質的に機会平等を実現するために条件平準化原理への依拠が求められることになる。つまり、能力評価の基準や環境を妥当なものへと取り替える(条件を平準化する)ことによって、個々人の潜在力を適切に顕在化させることが、機会平等の前提として要請されることになるのである。

こうした事情は、ジェンダーや人種/エスニシティの領域でも基本的に同様だといえるが、間接差別状況を是正するための方策に着目すると、障害領域にはやや異なる特徴が見出される。それは、通常の間接差別状況においては、いったん妥当な条件を整えれば、その後の作為的な是正措置は基本的に不必要であるのに対し、障害領域では環境の調整に当たって個別で継続的な作為的働きかけ(とそれに伴う費用負担)が必要な場合がある(ろう者に対する手話通訳の保障等)。つまり、条件の平準化を図るに当たって、通常の差別禁止アプローチにおいて用いられる不作為(差別行為を行

わないこと)の義務付けに加えて、作為(差別を生じさせないよう何らかの行為を行うこと)の義務付けが求められるのである(関川 1999, 東 2008)。ここに、「合理的配慮」という政策手段をめぐる正当化の問題が浮上する。

2. 2. 合理的配慮の正当化

「合理的配慮(reasonable accommodation)」の提供義務は、「障害者の権利条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)」のほか、英米をはじめとする各国の差別禁止法において規定されており、それを行わないことは差別行為として禁止されている³⁾。このうち、障害者の権利条約における定義は次のとおりである。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう(日本政府仮訳)

端的に言えば、合理的配慮とは、平等な権利行使を可能にするために個別ケースに対して提供される、過度な負担を伴わない配慮のことである。こうした合理的配慮を提供しないことが差別として規定されたということは、「均衡を失した又は過度の負担を課さない」という制約条件下においてではあるが、障害者に対する「異なる取り扱い」が許容されるのみならず、義務付けられたことを意味する。

これは、差別禁止法の枠組みにおいて、メリット原理に基づく機会平等を超えて、条件平準化原理に基づく機会平等を実現する措置を明示的に求める規定である。すなわち、所与の環境において顕在化しているパフォーマンスをそのまま評価対象にするのではなく、合理的配慮が提供されれば顕在化するはずの潜在力に着目し、それを平等に評価することを求める規定であると理解することができる。したがって、ここで「特定の場合」に行われる「必要かつ適当な変更及び調整」とは、特定の人々に特別な便益を与えるものとしてではなく、所与の環境の非中立性によって特定の人々に不公正な形で課されてしまっている評価基準を除去し、公正な競争条件を確保するためのものとして位置付けられているのである(飯野・星加 2008)。

2. 3. 合理的配慮の射程と限界

ただし、合理的配慮の提供は、同等の潜在力を持つ人々を等しく扱うという条件平準化原理の要請に照らして、実は必ずしも十分なものであるとはいえない⁴⁾。合理的配慮のアプローチは、既に形成されているにもかかわらず、競争場面における不公正な条件設定によって発揮を妨げられているような潜在力に着目したものである。つまり、一時的に顕在化している能力を掘り起こすことによって、同等のパフォーマンスを期待できることが前提となっているのだ。別の言い方をすれば、ここでは是正・補正の対象となっているのは、今まさに能力評価が行われている当の環境の非中立性に限定されているということである。

しかし、能力の潜在化は、なにも評価がなされる場面においてのみ生じるわけでは

ない。能力の形成期において、移動や情報処理に関わるバリアのために教育資源に十分にアクセスできない等、何らかの要因で潜在力が十分に発展させられなかったような場合はどうだろうか。こうしたケースにおいても、能力の形成期に個人々が置かれていた環境は非中立的であり、そのことによって発揮できるパフォーマンスに差が生じてしまっていることに変わりはない。ただし、この場合には、いくらその場で合理的配慮が提供されたとしても求められる能力を発揮することはできないから、仮に潜在力は同等であったとしても、同等の結果を得ることはできないことになる。

では、こうした事態に対して、条件平準化原理に基づく機会平等理念は、どのように答えることが可能なのだろうか？

3. 機会平等とアフーマティヴアクション

3. 1. 責任 - 平等主義の機会平等構想

条件平準化原理に基づく機会平等構想には様々なヴァージョンがある。ここでは、そうした議論の中から、能力の形成期における不平等をも、補正されるべき対象として扱う機会平等論に焦点を当てる。

政治哲学の領域においては、社会的な保障や補償が要請される領域とそうでない領域とを区別する基準に関して、様々な構想が提示されてきた。道徳的に恣意的な運に起因する有利／不利は、個人の責任に帰すべきではなく、したがってその点に関しては平等化されるべきだ、とする「責任 - 平等主義(luck egalitarianism)」はその中の1つの有力な立場である(Dworkin 2000, Cohen 1989, Roemer 1998)。中でも John E. Roemer は、厳格な責任 - 平等主義の立場を採る (Roemer 1998)。彼は、個人のコントロールの及ばない環境(circumstances)と、個人の自律的な選択や努力とを峻別し、個人の責任の範囲は後者に限定されると主張する⁵⁾。環境の違いは、道徳的に恣意的な運であり、その結果として生じる不利を個人が甘受させられるのは不当だというわけだ。ここでいう環境には、物理的環境や社会制度のみならず、家庭の背景や文化のほか、遺伝的な性質なども含まれる。つまり、個人の自律的なコントロールの及ばないものはすべて、環境の領域に属するということになる。このように環境の範囲を広く設定した上で、個人の責任の範囲は、達成(achievement)から環境の影響を取り除いたもの、すなわち個人によって自由に選択された努力であるということになる⁶⁾。ここで提示されている機会平等の構想は、環境による影響を完全に排除した競争を求める条件平準化原理に立脚し、地位に対する期待水準は自由に選択された努力のみによって決定されるべきだというものである。

こうした構想を前提に、Roemer は以下のような方法による機会平等の実現を提案する。まず、個人の達成に対する影響の仕方を基準にして、諸個人の置かれている環境を幾つかのタイプ(type)に分類した上で、諸個人がどのタイプの環境に属しているのかを特定する。このとき定義上、同一タイプ内に属する個人は環境から同様の影響を受けており、また別タイプに属する個人は環境から異なった影響を受けていることになる。このような条件の下、同一タイプ内の競争には何ら積極的な介入は行われず、

結果として生じる達成の格差も許容される。なぜなら、その格差はひとえに個人の自律的な努力によって生じたものだからである。他方、別タイプに属する諸個人の競争においては、タイプ内におけるパーセンタイルを基準に達成が規定されることになる。つまり、タイプ内における相対的な位置が同じであれば、見かけ上の達成水準や投入している努力量が明らかに違っていたとしても、同一の結果が実現されることになるのだ。これは、別タイプに属する諸個人の間にある見かけ上の達成水準の違いは、環境の影響によって生じていると見なされることによって正当化される⁷⁾。

こうした機会平等の構想に対しては、むしろそれは相対的に不利なタイプに属するとされた人々にスティグマを付与することにつながり、自尊心を傷つけるものだと批判される (Anderson 1999)。また、選抜における評価がタイプ内のパーセンタイルのみを基準に行われるとすると、少なくとも短期的には社会の生産性が低下するという点も指摘される。これらを踏まえて、こうした機会平等構想は非現実的で非常識なもの、また「理屈好きの性癖に惑溺」(盛山 2006: 167) したもののとして論難されている。

しかし、ここで Roemer が行っているのは、機会平等という規範に基づいて政策を組み立てる場合のアルゴリズムであって、その規範が唯一のものであるとか、他の何よりも優先されるべきものかどうかということまでは意味していない。Roemer 自身、機会平等政策の適用範囲は、効率性等の他の社会的価値とのバランスを勘案した社会的選択の問題であることを認めている。したがって、別の価値や規範との関係で機会平等政策の適用が限定される必要性については否定されていないのだから、こうした批判は必ずしも内在的なものではない。ここで強調しておきたいのは、少なくとも Roemer の機会平等の構想に依拠した場合には以上のような介入が正当化されるのであり、仮に現実的にはその実施が困難な局面があるとしても、それはそうした介入が機会平等理念に抵触するという理由からではなく、別の社会規範との関係で機会平等の実現を断念せざるをえないという理由によるのだということである。

3. 2. アファーマティヴアクションの正当化可能性

以上を踏まえると、仮に Roemer の構想を前提にするならば、いわゆるアファーマティヴアクション (affirmative action)⁸⁾ の規範的正当性をめぐる議論にも、新たな地平が開かれる。

一般にアファーマティヴアクションは、マイノリティ・グループの社会参加を実質的に進める手法として、様々な分野で展開されている。その中には、実現される結果への働きかけを強く指向するハードな手法から、競争の環境への積極的な働きかけを指向するソフトな手法まで、多様なアプローチが含まれるが (Oppenheimer 1988, 中里見 2004, 安西 2005)、とりわけソフトな手法を採るアファーマティヴアクションについては、条件平準化原理に基づく機会平等理念に適合的なものとして解釈されることが多く、社会的なコンセンサスも比較的得られているといえる。しかし、一定数のマイノリティ枠を設定する「割当モデル (quota model)」や、評価に当たってマイノリティ集団の成員であるという事実をプラス要素としてカウントする「優遇モデル (preference model)」といったハードな手法については、それらが機会平等原則に抵

触するのではないかという批判的見解は根強い。

しかし、Roemer の見解に基づけば、環境のタイプが異なる人々に異なる取り扱いをすること自体は全く問題がないばかりか、むしろそれこそが機会平等政策に求められることになる。そこでは、ソフトな手法によって、不利な条件にある人々の環境を好転させることはもちろん、それでもなお不利なタイプに属する人々に対しては、そのことが結果としての不利につながらないように、タイプ内の相対的な位置を基準とした競争を実現すべく介入が行われる。このとき、ハードな手法によってマイノリティ集団の社会参加を直接的に進めることは、対象とされた集団が相対的に不利な環境のタイプに属しており、また施策の目標設定（たとえばマイノリティ集団に割り当てる枠の大きさ）が過剰でない限りにおいては、機会平等政策の要請として正当化されることになる。焦点は、特定の優遇措置を実施すること自体の正当性の問題から、優遇措置を受ける人々の選択は適切か否か、優遇措置によって実現されようとしている状態は妥当か否か、といった点に移行するのである。

4. 就労・教育場面への適用と理論的課題

以上の議論から、特定の構想を前提にした場合、合理的配慮のみならず、ハードなアフーマティヴアクション施策についても、機会平等の観点から正当化可能であることが示された。このことを踏まえて、就労や教育の場面でアフーマティヴアクション施策を導入する場合の課題について、若干の考察を行う。

4. 1. 割当雇用制度

ここでは、現に実施されている障害関連のハードなアフーマティヴアクション施策として、雇用率制度に基づく割当雇用に着目する。ドイツ、フランス等にも類似の制度があるが（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター編 2008）、日本の割当雇用制度は「障害者の雇用促進等に関する法律」によって規定されている。これは、一定割合以上の障害者を雇用することを事業主に義務付けるものであり、現在民間企業には 1.8% の雇用率（法定雇用率）の達成が求められている⁹⁾。この法定雇用率は、常用労働者数と失業者数の合計に占める、障害のある常用労働者数と失業者数の合計の割合を根拠として算定されている。失業者とは求職中の非就労者のことだから、結局この数字は、現に就労意欲を持って活動（就労であれ求職活動であれ）している人口に占める障害者の比率を示している。このように理解すると、この制度の基本的な政策目標は、現に就労意欲を持って活動しているならば、障害者であっても非障害者であっても同程度の割合で雇用される、という状態を実現することであると考えることができる¹⁰⁾。

このように、割当雇用制度は障害者の雇用機会を量的に拡大し、実質的に社会参加を促進するという目的を持った、ある種のアフーマティヴアクション施策であると考えられるが、その正当化根拠としては、通常「社会的弱者」に対する特別な優遇措置という色合いが強く、雇用平等の法理の基礎にある機会平等概念を超える、あるいは

はそれとはなじまないものであると評価されている（関川 1999, 長谷川 2008）¹¹⁾。しかし、前節の議論を踏まえると、少なくとも、①施策の対象となる「障害者」が、環境によって同程度に潜在力の発揮を阻害されている同一タイプの集団であること、②達成がめざされる雇用率が妥当であること、という前提が満たされるならば、割当雇用制度は機会平等政策の観点から正当化可能だということになる。なぜなら、これらが満たされるとすれば、障害者の実雇用率を法定雇用率の水準にまで引き上げようとするハードな施策も、異なる環境のタイプ間の競争条件を平準化する（同一パーセンタイルにある個人が同様の扱いを受けるようにする）機会平等政策の一環として位置付けられることになるからだ。

しかし、①と②の前提が成立するか否かについては、慎重な検討が必要である。まず①については、この前提は直感的に非現実的である。日本の割当雇用制度では「障害者」は一括して対象とされており、その中での細分化された取り扱いはない。また、「障害者」と「非障害者」以外の区分も設けられていない。ということは、すべての障害者が環境によって同様の影響を受けており、また日本における環境のタイプのヴァリエーションは障害者であるか否かという1点によってのみ分割されている、という現実的でない想定を置かない限り、機会平等政策の要請に十分に応えるものとして評価することはできない¹²⁾。

②については、法定雇用率の設定の妥当性が焦点になる。しかし残念ながら、この目標設定は明らかに過小である。それには註 10 で指摘した点を含め幾つかの理由があるが、ここでは、「現に就労意欲を持って活動している」という条件に着目しよう。この条件があることによって、就労を希望していても（あるいはかつて希望したことがあったとしても）、現在求職活動をしていない非就労者の数は、算定根拠に含まれない。もちろんこのような人は障害の有無にかかわらず存在しているわけだが、社会的環境やインバメント等の環境の違いを考慮すると、健常者に比べて障害者の方にこうした人の比率が高いことが推定される。そうだとすれば、法定雇用率の算定に当たって、就労意欲のある障害者の人口が環境の影響によって相対的に小さく見積もられていることになり、結果として政策目標が低く抑えられていることになる。したがって、機会平等政策の観点からは、さらに高い雇用率の達成をめざす施策が求められることになる。

4. 2. 教育分野への適用をめぐる

一般に、就労分野に比べて教育分野においては、ハードなアファーマティブアクション施策への許容度が相対的に高いといわれる。その理由としては、教育の本質的な機能として、どんな人に対しても幸福追求に当たって不可欠な基本的な教育財を提供すること（宮寺 2006）、また能力開発の不十分な人に対して他の人に追いつくチャンスを提供すること（安西 2005）が期待されている、という点が指摘される。つまり、就労の分野が、少なくとも第一義的には何らかの生産労働を行う場であり、事業体としてのアウトプットが求められる場であるのに対して、教育分野は、個々人の能力開発が目的とされ、その発揮や利用は基本的に個々の自律的な判断に委ねられているという特徴がある¹³⁾。

このことを本稿の議論に引き付けて解釈すれば、雇用における選抜の場面では、顕在化している（あるいは短期的な働きかけによって顕在化することが期待される）パフォーマンスを評価せざるをえないのに対し、教育における選抜の場面では、必ずしも短期的にパフォーマンスが顕在化することは求められず、そのためより広義の潜在力を評価対象にしやすい事情があるといえる。したがって、条件平準化原理に基づく機会平等理念をより十全な形で適用しうる余地があり、能力の形成期における環境の影響を補正することによって機会平等を実現しようとするアフーマティヴアクション施策に関しては、比較的相性のいい領域であると考えられる¹⁴⁾。

ただし、注意しておかなければならないのは、ここで焦点化される潜在力は、やはり何らかの社会的・教育的働きかけによって顕在化しうるような何物かである、という想定は維持されているということだ。いや、潜在力を顕在化させる教育の機能を信頼しているからこそ、選抜場面での平等指向的な施策が許容されやすいとすらいえるかもしれない。しかし、障害問題を念頭に置いた場合、ここに根源的な問題がある。それは、障害者に関して、Roemer が想定するような広義の環境の影響を除去するということは、その心身の機能的劣位性もまた個人の選択を越えた環境であると捉え、その影響を補正した形で潜在力の評価を行うことを意味するが、このとき「潜在力」という概念の持つ意味は大きく変容することになるからだ。改めて確認すれば、条件平準化原理が通常想定している潜在力とは、条件さえ整えばパフォーマンスとして顕在化してくるような能力のことだ。しかし、インペアメントやその他の遺伝的性質という環境によって「潜在化」した能力は、基本的に事後的な働きかけによって顕在化することはない。こうした部分をも潜在力の違いとは見なさない Roemer の構想は、潜在力概念を「自律的に努力する能力」という意味へと切り詰める。このように限定的な潜在力理解を基盤とする機会平等理念を、我々がどのような場面で、どの程度受け入れられるのかが問われることになる。

5. 今後の課題

以上の分析を踏まえ、今後以下の点について研究を進める予定である。

- 合理的配慮規定に付随している「過度の負担を理由とする免責」という制約条件について、社会モデルの観点から分析・評価すること
- アフーマティヴアクションの規範的正当化に関して、異なる観点からの検討を行うこと
- 就労・教育におけるアフーマティヴアクションが社会的に「有益」な帰結をもたらす条件について、分析を行うこと
- 日本の障害者雇用が抱える問題点を分析し、改革に向けた指針を提示すること

註

- 1) 機会平等概念のヴァリエーションについては様々な分節化がありえるが、ここでの

分類は Roemer (2000) の整理を参考にしている。

- 2) Davis (2006)、Pothier & Richard (2006)、Smith & Hutchison (2004)、Siminski (2003) 等を参照。
- 3) それぞれにおいて若干の概念上の差異はあるが、基本的な考え方は共通である。なお、イギリスの障害者差別禁止法(Disability Discrimination Act)では同様の趣旨で「合理的調整(reasonable adjustment)」という概念が採用されている。
- 4) 合理的配慮の提供義務には、「過度な負担にならない範囲」という事業主側の事情を考慮した制約条件がかかっており、この点も機会平等の観点からは限界と見ることができるが、ここではこの論点は扱わない。
- 5) 遠山 (2004) は、障害者雇用の文脈で同様のモチーフに基づいた議論を展開しているが、そこで提示された規範的主張は機会平等とは明確に区別される別の原理であるとされており、その点で Roemer の見解とは異なる。
- 6) ここで注意しておくべきなのは、指標とされるのは実際に投入された努力量ではないということだ。努力するか否かについても環境の影響があるから、そうした部分を取り除いた、純粋に個人の選択の結果なされた努力のみが、評価の対象にされるべきだということである。
- 7) 現実には、タイプによって自律的な努力の水準に差があったり、タイプ内での達成の分布の仕方にばらつきがあったりする可能性はあるだろうが、各タイプ内に十分な数の個人が含まれていると仮定した場合には、タイプ内でのパーセンタイルが同一であれば同程度の自律的な努力がなされているものと想定するのが、理論的には合理的である。
- 8) 日本では、主に男女共同参画政策の文脈でポジティブアクション(positive action)という用語が一般的に用いられている。こうした用語の違いには若干のニュアンスの違いも伴っているが、ここではその点には立ち入らない。
- 9) 国や地方公共団体等には 2.1% の法定雇用率が課されている。
- 10) ただし、一部の専門職等が算定基準から除外されていること、重度障害者については 1 人につき 2 人雇用したものと見なすダブルカウント制度が採用されていること、精神障害者の数は実雇用率の算定にのみ加算されていること等の理由から、仮に実雇用率が法定雇用率に達したとしても、純粋な意味で同水準の雇用率が実現していることを意味しない。
- 11) 確かに、日本の割当雇用制度の根拠となったとされる ILO の第 71 号勧告では、「均等な機会の確保」を目的として合理的な割合の障害労働者の雇用を強制する場合があることを示しており、その意味ではこの制度が機会平等理念によって正当化されていると見ることもできる。しかし、ILO による解説においても、こうした特別措置は「明らかに一時的な性質を備えている」とされている(松井 2008)ことから、この制度そのものが機会平等を体现しているというよりは、本来の機会平等を実現するための過渡的な制度として位置付けられていることは明らかであり、その意味で機会平等理念との結びつきはあくまでも間接的なものである。
- 12) もちろんだからといって、現行の制度についても、漸進的な雇用機会の平等化の手段としての意義まで失われるということにはならない。

- 13) 教育分野における合理的配慮とアファーマティヴアクションの機能については、別稿（星加 2009）で詳しく論じる。
- 14) 近年では、教育分野のアファーマティヴアクションの正当化根拠として、機会平等の実現という規範的理由よりも多様性(diversity)の実現という目的指向的な理由が用いられることが多くなっている（Gurin 2004）。

参考文献

- Anderson, E.S., 1999, What is the Point of Equality?, *Ethics*, 109(2): 287-337.
- Cohen, G.A., 1989, On the Currency of Egalitarian Justice, *Ethics*, 99(4): 906-944.
- Davis, L. J. ed, 2006, *The Disability Studies Reader 2nd Edition*, Routledge.
- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター編, 2008, 『諸外国における障害者雇用施策の現状と課題』
- Dworkin, R., 2000, *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press.
- Gurin, P., Lehman, J.S. & Lewis, E., 2004, *Defending Diversity: Affirmative Action at the University of Michigan*, University of Michigan Press.
- 長谷川珠子, 2008, 「日本における障害を理由とする雇用差別禁止法制定の可能性——障害をもつアメリカ人法(ADA)からの示唆」『日本労働研究雑誌』No.571.
- 東俊裕, 2008, 「障害に基づく差別の禁止」, 長瀬修・東俊裕・川島聡編, 『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院.
- 星加良司, 2007, 『障害とは何か——ディスアビリティの社会理論に向けて』生活書院
- , 2009, 「高等教育の役割と「合理的配慮」の射程」『学際バリアフリー研究』創刊号（近刊）
- 飯野由里子・星加良司, 2008, 「合理的配慮とポジティブ・アクション——差別禁止アプローチの有効性と限界」第5回障害学会大会ポスター報告
- Pothier, D. & Richard, D., 2006, *Critical Disability Theory: Essays in Philosophy, Politics, Policy, and Law*, University of British Columbia Press.
- 松井亮輔, 2008, 「労働」長瀬修・東俊裕・川島聡編, 『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院.
- 宮寺晃夫, 2006, 『教育の分配論——公正な能力開発とは何か』勁草書房
- 中里見博, 2004, 「アメリカにおけるアファーマティヴ・アクションの展開」辻村みよ子編, 『ジェンダー法・政策研究叢書第1巻 世界のポジティブ・アクションと男女共同参画』東北大学出版会.
- Niemann, Y.F. & Maruyama, G., 2005, Inequities in Higher Education: Issues and Promising Practices in a World Ambivalent about Affirmative Action, *Journal of Social Issues*, 61(3): 407-26.
- Oliver, M., 1996, *Understanding Disability: From Theory to Practice*, Macmillan.
- Oppenheimer, D.B., 1988, Distinguishing Five Models of Affirmative Action, 4 *Berkeley Women's L. J.* 42, 43-50.